

平成28年第4回定例会文教福祉委員会会議録

平成28年12月22日  
10時00分～14時47分  
第1委員会室

出席者氏名

糸賀 淳	委員長	札野 章俊	副委員長
伊藤 悦子	委員	久米原孝子	委員
油原 信義	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教育長	平塚 和宏	健康福祉部長	龍崎 隆
教育部長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
保険年金課長補佐	石塚 幸代 (書記)		

事務局

次長	松本 博実	副主幹	吉永 健男
----	-------	-----	-------

議題

- 平成28年請願第4号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
- 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
- 平成28年請願第6号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
- 議案第9号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項
- 議案第13号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 平成28年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第18号 平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成28年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)

糸賀委員長

おはようございます。委員の皆様申し上げます。本日請願の提出者から要旨の補足説明の申し出がありましたことから審査の途中、休憩中に協議会を開催し、趣旨を説明する機会を設けますのでよろしくお願いします。

本日傍聴の申し出がありますのでこれを許可いたします。

ここで傍聴の皆様申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それではただいまより文教福祉委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました平成28年請願第4号、平成28年請願第5号、平成28年請願第6号、議案第9号、議案第10号、議案第12号の所管事項、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、報告第1号、報告第2号の13案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに請願の審査に入ります。平成28年請願第4号、後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出を求める請願書についてです。事務局に請願を朗読させます。

#### 【事務局朗読】

糸賀委員長

それでは各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。伊藤委員。

伊藤委員

現在、市において特例を受けている人たちは何人か教えてください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

龍ヶ崎市の軽減特例を受けている方々の人数等の現状でございます。均等割、軽減の特例を受けている対象者が5,137人。内訳でございますが9割軽減を受けている方が、1,623人、7割軽減が実質8.5割軽減でございますが、8.5割軽減を受けている方が1,238人、5割軽減を受けている方が587人、2割軽減を受けている方が722人、そして元被扶養者、9割軽減の方が967人、計5,137人となっております。一方所得割5割軽減の対象となっている方が770人ということでございます。被保険者に占めますそれぞれの割合でございますが、平成28年度直近の被保険者数が8,405人に対しまして均等割を受けている方が61.1%、所得割を受けている方が9.2%となっております。以上でございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

均等割では61%の方が受けてるってことは相当な影響が当市においてあるってことがよくわかりました。全国で受けてる人は747万人と出てるんですけど新たな統計で出てるものがありましたら教えてください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

先ほどは龍ヶ崎市の現状を申し上げましたが少し幅を広げまして、茨城県の状況はどうかということで申し上げます。均等割の対象者になっている方が23万6,174人、内訳を申し上げますと9割の軽減者が7万1601人、8.5割軽減者が6万3,084人、5割軽減者が3万1,362人、2割軽減者が2万9,081人、元被扶養者9割軽減が4万1,046人という内訳でございます。そして、所得割が5割軽減になっている方が3万4,486人。こちらの方を茨城県全体で占める割合ということになりますと被保険者数が37万9,626人に対しまして均等割軽減対象者が62.2%、所得割が9.1%となっております。以上でございます。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと今度この軽減がなくなるということについては実際に保険料としてどれぐらいの影響があるのかがわかればお願いします。

糸賀委員長  
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

政令本則に戻します本来の7割軽減額が1,130円でございます。現在、9割軽減が月額380円。8.5割軽減が570円の負担となっております。以上でございます。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

9割軽減の人も約3倍ですね。380円が1130円になるわけですから、ほんと最低限の人がこれだけ上がるのは大変なことって思います。それで、全国では先生方、そういう人たちが反対を国に対して上げてるってことがあると思うんですけども、そういう状況がわかったら。それに特に茨城県、龍ヶ崎の医師会の考えが伝わっているようでしたら教えてください。

糸賀委員長  
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

今回の特例制度見直しにつきましては新聞、テレビ報道等におきまして伝えられていますが、当市におきましては茨城県厚生総務課国民健康保険室からの正式な情報提供がないという状況ですから、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で審議されている内容に基づく情報しか入っていない状況でございますので、正確な数値等は手元にないという状況になっております。以上でございます。

糸賀委員長  
伊藤委員

伊藤委員

ちょっと言い方が悪かったのかな。国の値上げに対して、医師会などからひどいんじゃ

ないか、もし地元でそういう意見もあつたら教えてほしいと思います。私も見てて3倍も上がるだなんて大変かなって思ってます。

糸賀委員長  
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長  
現在そのようなご意見等は伺っておりません。以上でございます。

糸賀委員長  
ほかにごございますか。大野委員。

大野委員  
所得割770人が対象になっていますが、対象者の納付状況はどうなんですか。滞納の割合とか、わかる範囲でお願いします。

糸賀委員長  
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長  
現在の後期高齢者保険料につきましてはいくつかのパターンがありまして、特別徴収で納めてもらっていただくパターン。そして普通徴収ということで納めていただいているパターンとあります。特別徴収につきましては基本的には天引きということでございますので、最終的には100%納付という状況になっております。一方で普通徴収等におきましては、現在のところ5割弱というような納付状況でございまして、最終的には昨年度決算等でもお示しましたように98%近くまでは納付されるというような状況でございます。以上でございます。

糸賀委員長  
ほかにごございますか。後藤委員。

後藤委員  
今のところで関連してお聞きしたいんですけど特に9割、8.5割の軽減を受けている方は収入もそれだけ低いということで、そういった方の普通徴収の納付率、全国の平均ですけど9割だと月380円。8.5割だと570円。これすらも納付が困難な状況が現在あるのかどうかわかりますか。

糸賀委員長  
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長  
現在、そのような状況につきましては把握はできておりません。以上でございます。

糸賀委員長  
後藤委員。

後藤委員  
ここから私の意見ということで述べさせていただきたいと思いますが、先ほど委員

会開始前にいただいた資料などを拝見させていただきますと9割軽減、月額平均の保険料が380円ということで本則に戻しても月額1,130円ということです。8.5割軽減は570円が1,130円になるということで、現時点での当市の状況は質疑でわからなかったんですけども、これぐらいの金額であればそれほどの影響はないのではないのかなと私はこの資料を見て感じたわけなんですけれども。あと、大前提として世代間の公平っていうところですよ。この後期高齢者制度って高齢者が保険料を支払いしてるんだっていうイメージがあるんですけども、実際としては5割公費ですよ。4割が現役世代からの支援金なわけです。保険料収入は1割ぐらいしかなくて、はっきり言って義務的経費もその中で払えていない状況があって、そういった中で制度運用から8年間、資料にありましたが現役世代の支援が1.6倍にまで増えてきてしまっている。要するに私たち現役世代の負担がすごく増えている状況があるわけですよ。そういった中で古いデータですけど平成24年あたりには健保、後期高齢者の支援金負担の重さで7割が赤字に転落して、そのうち4割が解散して協会健保険等にて移行してるわけですよ。それだけ制度的に無理がある中で本則があって、特例がある。この特例は後期高齢者制度が始まったときの激変緩和であったわけなんです。そういった点で言えばもう8年経った中で、やはりこれは本則に私としては戻していくべきだと考えていますし、先ほど9割軽減のところでは本当に苦しい方については別のセーフティーネットがあるんじゃないかなとも感じています。そこが払えないということであれば、別のセーフティーネットを行政としてはフォローして行くべきだと思いますし、そういった点からいっても世代間の公平。私後期高齢者になるまで40年近く後あるわけなんですけれども、私たち現役世代の意見と言わしていただければ、このまま特例の見直しというのは行って本則の保険料収入を徴収していただくような制度に変えていただきたいと思っていますので、今回の請願について私としては不採択にしたいと思っています。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

私はぜひ採択すべきだと思います。そもそもこの後期高齢医療制度ができたときに国民の大多数が反対だったんですよ。けども政府が何としてもやりたい、保険料をどうするかっていうんで9割まで軽減せざるを得なかったのが実態だと思うんです。そういうこと考えたらこの請願にも書いてありますように8年間で制度そのものは定着してきたんじゃないかと思えますし、先ほどの市の状況を見ましても61.1%の人がその影響があるわけですよ。しかも最低の人たちは年金80万以下は月額約6.6万円なんです。そうしたところで3倍にも保険料が値上がってることについては生活をこれ以上大変にさせるっていうところでは、私はもっと国がお金を出してもいいんじゃないかって思いますし、高齢化率が上がっているということについては事実なわけですから、その点については国がもっとお金を出すか、そもそもこの保険制度そのものが本当にこうひどい、年齢で分ける、そのところの収入で賄うなんてことは私はもともととんでもない制度だと思っていますので、このことについては賛成いたします。

糸賀委員長  
ほかにご意見をお願いします。杉野委員。

杉野委員

65歳以上になって公的年金等の収入調べてみたんですが100万円以下が5割近いんですよ。それから200万以下を含めると7割以上になってしまっているんですよ。制度自体がもう本当に破綻しつつあるなど。これから高齢者がどんどん増える中でどうしたらいい

かなということ考えると手先だけの削減、今の制度の中での削減にはもう無理があるのかなと思っています。負担の多い人、それから少ない人、やっぱり今の時代に二極化していると言われてる中でこういった改定がなされることについてはもっと状況を悪化させるのではないかなというふうに私は考えています。ですから、今のこの請願については通したいなと考えております。以上です。

糸賀委員長  
油原委員。

油原委員

私はこの請願について不採択と言う立場です。基本的には後期高齢の医療制度の制度をいかに安定的に維持していくかということが一番大切なことですね。本則の軽減措置をなくすということで先ほども後藤委員から話がありましたけど、特例措置の追加措置として導入時にあった。これはやはり激変緩和措置なんだろうというふうに私は理解をいたします。そういう意味で基本的にこの制度を安定的に維持していくという観点から、財源措置というのは非常に大切だということだと考えますので、この請願については不採択ということで、私の意見であります。

糸賀委員長  
久米原委員。

久米原委員

私も今回のこの請願に対しては不採択なんですけれども、やはり時代の流れとともに見直しが必要となってきます。公明党としましても今回こういった提案でも低所得者にはしっかり配慮した取り組みもしておりますので、不公平が出ないように時代の流れに沿ったことをしていくのが大事だと思いますので、今回のこの請願に対しては不採択とさせていただきます。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

影響を少なくしたいということで賛成ということにしたいと思います。

糸賀委員長

不採択、採択という意見があったんですけども、もう一度どうしても採択にしてほしい、不採択にしてほしいというご意見があればよろしいですか。

伊藤委員

この制度を改正するという形の中でやった場合に、きちっと担保されてると。いわゆる低収入の方たちに対して、それがはっきりと打ち出されてるんであれば、やぶさかではないんですが現状では甚だ疑問だというふうに考えています。以上です。

糸賀委員長  
ほかにございませんか。

【な し】

糸賀委員長

それではお諮りいたします。平成28年請願第4号、後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出を求める請願書につきましては採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成少数であります。よって平成28年請願第4号は不採択とすることに決しました。続きまして平成28年請願第5号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願についてです。事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

糸賀委員長

休憩します。

【休憩中に協議会を開催 請願者を代表して高橋栄一氏より趣旨説明を受ける】

糸賀委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。それでは各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。伊藤委員。

伊藤委員

現在、高額療養費を使用している人たちってわかったら教えてください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

70歳以上の高額療養費制度の見直しについて全国で対象者はどのくらいいるか、どのくらい影響を受けるのかということですが国から提供されております資料、こちらの方は平成25年度加入者ベースの推計によりますと現役並み所得者、いわゆる年収約370万円以上の方で年間で約30万人。一般の方は年収が370万円未満で課税の対象の方で年間で約390万人。住民税非課税の方で年間で約400万人。合計820万人の方が対象となる推計となっております。以上でございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

当市ではどれぐらいの人が使ってるのかわかりますか。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

こちらは国民健康保険加入者の被保険者で平成28年12月時点での数値で申し上げます。現役並み所得者の方で年間267人，一般の方で年間2,658人，住民税非課税の方で年間1,005人，合計で3,930の方が対象となっております。以上でございます。

糸賀委員長

ほかにごありますか。伊藤委員。

伊藤委員

今の高額療養費そのものの負担が増えるということは本当に年金暮らしの人にとってはやはり大変だということ。窓口負担が2割になるということは今まで1割だった人も2割になってことですから倍ですよ。そういった点では本当に医療を自分から受けない。そういうところでは重症化になってしまいますし，とても大変なことなのでこのことについてはやはり請願を採択したいと思います。

糸賀委員長

ほかをお願いします。杉野委員いかがですか。

杉野委員

医療に関しましては先ほどの請願4号，今回の5号，相互に関連してるんで，私はこの請願は賛成というふうに考えております。以上です。

糸賀委員長

後藤委員いかがですか。

後藤委員

今請願者の方にご説明をいただいてやはり低所得者の方のところの厳しい医療現場での実情というのをお聞きしました。ただその一方で先ほどつながるんですけど，国でも論点となっているのが世代間の公平ということですよ。それでいうと私の妻も契約社員，派遣社員で一般っていう区分ですよ。標準報酬月額で22万，24万あたりで働いているわけなんですけれども，そういった中で妻も体調を悪くして手術して入院して，ちょうどそれが月末と月初にかかっちゃって，2カ月分5万7,600円かかっちゃったりもしたわけなんですけどもそういった中でも自分の報酬の中でやりくりをして生活は十分できているわけですよ。そういった点でいうとこの70歳以上の方についても一般区分の方については現役世代と世代間の公平ということ言えば，応分負担ということで差はなくていいんじゃないのかなと思います。そういった中で国の見直しの方向では案1と案2ということで，案1の方は低所得者ですよ。非課税世帯，低1低2っていう先ほどご説明あったところなんですけども，あそこも含めて見直しをしていこうって案と案2の方では非課税世帯については現行と変わらない形で要するに一般，そして現役並みといったある程度所得のある方の部分については応分の負担をしていただくというようなこういった案も考えられている。私現実的な案2の方がいいのかなと思うんですが。そういったことも考えれば，もうこれも世代間の公平です。私としてはこの辺についても，しっかりと負担をできるのであればその辺については年齢関係なく負担をしていただけたところには負担をしていただかないと制度として医療成り立っていかないって思うんですよ。私が本当に高齢者になったときに介護保険なんかない可能性だってあるわけですよ。だから本当に40年後のことを考えると今からでも少しでも払える方には払っていただくようなことを考えていかないと私の世代の生活も含めて，意見として，心情としては本当に厳しい現場の30円困る，30円払いたくないっていうような現場の話もお聞きしたので，低所得の方に対しての値上

げっていうのはないような形の案にということであれば、私はこういった見直しの方向と  
いうのはやっていくべきなんだろうと考えますので請願については不採択という意見です。

糸賀委員長  
札幌委員。

札幌委員

私も不採択で今の後藤議員の意見が主な代表される意見なんですけれど、こういった問題の中で考えなきゃいけないのが、これは低所得者層に対する問題なのか、お年寄りに対する高齢者に対する問題なのかと混在させてはいけないと思うんです。あるいは低所得者に対するセーフティーネットは考えるべきですけれども、高齢だから、後期高齢者だから医療費がかかるだろうという前提で物事が進められていくことには間違いがあるんだと思うんです。それに対しては当市でも高齢者に対して、元気に過ごしていただけるような活動等もやっていただいていますので、あわせてそういった方面での活動、年金所得だけだから低所得っていうイメージされがちですけれども、若い世代でも年金をかけられない、非正規で働いている世代はたくさんいます。ただ、その世代も確実に社会を構成しておりますので、この世界に誇る保険制度を維持していくためには、皆さんで負担できるものは負担して、より長く恩恵が来るようにしなければいけないと考えますので、今回の請願に関しては不採択というふうに意見をします。

糸賀委員長  
大野委員いかがですか。

大野委員

対象者に対しての負担増となるものでありますので、私は現行制度の継続性を求めると  
いうことについて賛成をしたいと思います。

糸賀委員長  
油原委員お願いします。

油原委員

基本的に私は前の請願と考え方が同じでありまして、基本的には国の医療費適正化計画、  
そういう基本方針があるわけです。そういう中で制度を安定的に維持していくという中での  
見直しということだと私は思っておりますので、この請願については不採択という私の  
意見であります。

糸賀委員長  
久米原委員。

久米原委員

私も不採択なんですけども後藤委員がおっしゃってるとおり、後期高齢者に焦点があた  
ってますけれども、実は若い方でも病院に行けない、お金がないから行けない、月末に払  
わなきゃいけないって方はたくさんいらっしゃると思うんですね。それでも後藤さんのお  
宅のようにしっかりやりくりしてやっているお宅もあればさまざまだと思うんです。これ  
から先高齢化も進んできますので、今回の見直しは70歳以上の方でも一定以上の収入があ  
る方には相応の負担をお願いしようという考え方が趣旨になってますので、それでも年を  
重ねれば病院に行く回数も増えるし、介護の必要性も出てくるんですけれども、そこを先  
ほど請願の方もおっしゃっていましたが公明党はしっかり見直しをしていただきたいと

いうことを主張しております。例えば、70歳以上の高額療養費の自己負担額の限度額にしても、所得の低い方には断じて負担してはならないということで非課税の方には従来通り据え置くように主張しております。また、370万円未満で一般区分の外来に関しても、当初、厚生労働省の方からは2倍になる金額を提示してきたんですけれども決して容認できないということで慎重な議論を進めていきながら月額1万4,000円が提案に上がったんですけれども、これは長期にわたって1年間を通して上限をしっかりと設けて14万4,000円として、今までと変わらないようにしていこうという提案もしっかりしながらやっておりますので、これは社会の流れで高齢化も進んでいく中でしっかりと考えて進めていかなくてはならないことだと思いますので、今回の請願に対しては不採択をさせていただきたいと思っております。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

高齢化が進んで高齢者に費用がかかるからそこを削っていくというのが基本だと思うんですね。私はそういうことを本当にとんでもないと思っておりますので採択ということをお願いします。

糸賀委員長  
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

それではお諮りいたします。平成28年請願第5号、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願につきましては採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成少数であります。よって平成28年請願第5号は不採択とすることに決しました。

続きまして、平成28年請願第6号、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書についてです。事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

糸賀委員長

それでは各委員からご意見等をお願いいたします。油原委員。

油原委員

私の意見として奨学金は、本来、給付型というのが本来の形なんだろうと思っております。ただ、奨学金というのは基本的には貧困だからということで、従来はそれなりの成績を持った子が受けるというのが奨学金制度のように私は理解をしておりました。そういう考え方とそれから貧困で生活に困窮して高等教育を受けられない人たちにとっては、私は貸与対応でいいだろうというふうに思うんです。それは無利子でやるということがいい

のかなというふうに思っております。ただ、この請願趣旨が奨学金制度の改善と教育費負担の軽減ということでありますので、私はこの請願については意見はありますが賛成いたします。

糸賀委員長  
札幌委員。

札幌委員

当初、公明党でもこの奨学金の問題は進めておりました。政府与党で今回も奨学金を拡充する方向で進めております。ただ、この請願の内容なんですけれども、まず、国公立大学の授業料の値上げの云々の文章があるんですけれども、まずこの根拠がはっきりしていないというところがひとつ。それから奨学金の無利子とし、延滞金は廃止しますというところの要望なんですけれども、そうすると今まで一生懸命返済してきた、奨学金を支給された人たちとの格差が出るということが一つ。それから延滞金もなしにしてしまいますと無利子で延滞金なしということはほとんど給付と同じになると思います。ですから、ここにいくまでにはもう一つの議論が必要になるのではなかろうかなということで、奨学金自体に対しての考えは決して否定するものではないんですけれどもこの請願に関しては今回は不採択という意見です。

糸賀委員長  
ほかにいかがでしょうか。杉野委員。

杉野委員

何人かの方が指摘されたように国も今動いています。2万円から3万、4万、色んなことで詰めている段階だと思います。貸与型から給付型、これは両方あってしかるべきだと思います。優秀な子には学校から推薦したり、そういったことを進めて給付額ももう少し実態に合うような給付額にすればいいのかなと思っています。それでなおかつ不足する場合は貸与型、貸与型をなくすっていうことではなくて併用でよろしいのかなと思っています。貸与型奨学金を継続した場合、延滞金をなくすってことはちょっとまずいのかなと私も思っております。ただ、この請願自体が請願事項にありますように奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関することということで、そこに絞れば採択すべきなのかなと考えております。意見も含めて申し上げました。以上です。

糸賀委員長  
久米原委員。

久米原委員

私もこの請願書見たときに、もちろん奨学金拡充はすごく大事なことで公明党が半世紀かけてずっと取り組んできたもので、段階的にいろいろな取り組みをしてきたものなんです。今回、勉強したい人にはすべての人に勉強ができるような取り組みをしていこうということで、50年近く前に提案した返済不要の給付型奨学金が具体化されてくるのではないかと伺っております。経済的に厳しい状況にある私立に通う下宿生や児童養護施設出身者など社会的養護を必要とする学生については2017年度から一部先行して実施し、2018年度からは本格的に実施する予定と伺っております。無利子奨学金についても公明党の主張が実り、低所得者世帯の学生を対象に2017年入学の大学専門学校などの進学者から成績要件を実質的に撤廃する、こういったこともしっかりと提案をしてきております。先ほど延滞金というのもありましたけれども、これも奨学金制度の中に相談要件、こういうことが支払ができないということで延滞金が発生しないような取り組みもしておりますので、今

回、この請願に対する拡充はとても大切だなと思ったんですけども先ほど札幌委員からご指摘があったように、この文書の中に国立大学の授業料をさらに値上げし、2031年度には93万円にすることを検討していますという文面が入ってるんですけども、これ文部科学省のホームページの方、このお話が出たときかなり混乱をしたようでそういったことの訂正がしっかり載ってるんですね。文部科学省としては今後、毎年国立大学の授業料を引き上げて40万円を値上げを行うことは考えておりません、こういった文章もホームページを見ていただければ載っておりますので、そういったことがあるにもかかわらず、こちらの文面が入っている今回の請願については、もちろん拡充は賛成なんですけれども、この文面が入っているってということがちょっとひっかかってしまいますので、また、混乱もしてしまうので今回は不採択をさせていただきたいと思います。

糸賀委員長

ほかにかがででしょうか。後藤委員。

後藤委員

先ほどの委員の皆さんからお話が出てるんですけども、日本における奨学金というのが本来の意味で奨学金ではこれまでなかったんだらうなっていうのが根本にあるんだと思うんですね。奨学金というのは優秀だけれども、経済的な理由などで修学することができない、大学に進学できない方に給付する。貸与じゃなくて給付する。これが本来の英語で言うところのスカラシップ、奨学金なんだと。現在、日本で多く行われている奨学金というのは日本学生支援機構。実は私も借りてるんですけども私が借りたときは育英会といって43歳まで返すわけなんですけど、私も43歳まで月2万というところで、なかなかMAX借りたので大きいんですけども、そういった点でいうと世界的に見ればこれは教育ローンなんですよ。これは本当にアメリカがやっている教育ローンの制度、これが本当に育英会の日本学生支援機構が言ってる奨学金と全く同じような制度なんですけど、これは教育ローンなんです。だから、ここは切り離して私は考えなきゃいけないんだらうなと思ってます。そういった点でいうとこの135万人現在、大学生のほぼ2人に1人がこの育英会を使用している。これを給付型にしていこうというようなお話は高校無償化どころか、大学無償化っていうようなお話にもなりかねない。実質的に財源的にも土台無理な話なわけですよ。国のほうで今検討してるのは30億円ぐらいの財源で2万人ぐらいに月上限4万円ぐらいの給付をしていこうという現実的な財源等も含めたものになっているわけなんですけれども、そこの辺の切り離し。あとは文面のお話もありましたが、この大学学費の引き下げや事業料減免の拡充というのはまた別の話で、できれば私こういったものの記載がなければすんなり採択できるわけなんですけれども、そういった油原委員おっしゃったように久米原委員もおっしゃったように、この国立大学の授業料の値上げとか、そういった点でこういった文面がなければ本当にすっと賛成できるところなんですけれども、請願事項の奨学金制度の改善というところであれば、この日本におけるいわゆる教育ローン、奨学金って呼んできたこの制度を変える、変えよう。奨学金というのは給付で優秀な学生にはやろうっていうところ、そして、貧困、貧困の連鎖を断ち切るっていうところであれば、教育ローンを拡充していこうということですよ。対応型のものをより拡充していこうっていうそういった制度改革が必要なんだと思うんですけども、私請願事項を見る限り、そういった趣旨と受けとめたいと思いますので、私としてはいろいろと言いたいところもありますけれども、請願自体には私としては賛成したいと思います。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

奨学金としたら私は給付型が基本的だったと思います。ただ、貸与型についても無利子としてということになってますし、その辺については給付型がどこまでできるかっていうことも考えれば、やむを得ないのかなっていうことなんですけれども、給付型が基本であるというふうに思っているところです。ただ、請願事項は奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書っていうことであって、現在、大学に対する教育費も高いっていうのが一般的なそういった思いもありますので、この請願事項については賛成いたします。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

この請願について賛成をいたします。

糸賀委員長  
ほかによろしいでしょうか。

#### 【な し】

糸賀委員長

それではお諮りいたします。平成28年請願第6号、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書につきましては採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって平成28年請願第6号は採択とすることに決しました。

それでは議案の審査に入ります。議案第9号、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは議案書の方が24ページになります。議案第9号、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。まず、改正の趣旨でございますけれども本議会に提案されております議案第8号、龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例における個人市民税所得割の課税の改正に合わせまして、当市の国民健康保険に加入するものが、台湾所在の投資事業組合等を通じて受け取った利子及び配当等の所得を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加するものでございます。新旧対照表の21ページをご覧くださいと思います。付則でございますけれども第10項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について、そして第11項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、この2項目を加えるものでございます。はじめに、この特例適用配当等でございますけれども、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得のことを言います。今回の市税条例の改正により、この特例適用利子等、特例適用配当等について、市民税において分離課税されるようになることから、国民健康保険税の所得割額の算定及び権限判定にも対応させるものでございます。議案書の25ページをご覧くださいと思います。付則でございますけれども、この条例については平成29年1月1日から施行する。第2項におきまして平成30年度国民健康保険税の賦課から適用する旨を規定しているところでございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明が終わりました質疑等はございませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長

それでは議案第10号、龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書は26ページです。新旧対照表は23ページになります。今回の改正でございますが、現在、建設をしておりますたつのこフィールド照明塔の利用料金でございます。来年4月1日からの利用に対する料金となります。現在は外周にございます照明の利用料だけとなりますけれども、それに対しての料金が新旧対照表で1時間あたり250円の設定となっております。来年4月以降はその照明とともに新照明塔での料金が追加されます。段階につきましては第1段階から4分の1点灯フィールド競技用、4分の1点灯陸上競技用、4分の2点灯、4分の3点灯、そして全点灯、それぞれの区分ごとに料金が設定されております。この料金でございますが年間600時間の照明利用を想定し、また、他の競技場の料金体系を参考にしまして、市民レベルで利用する低い照度の料金につきましては利用しやすい料金設定とすることを基本に、現行の電気料金を踏まえて検討を致し、設定したところでございます。電気料金につきましては基本料金と従量料金からなります。基本料金につきましては30分以上使用した電力でその後1年間の基本料金が定まることとなっております。その基本料金でございますが、500ルクスの場合は月額約11万1000円。750ルクスの場合、同じく月額16万800円、1000ルクスが約23万700円ということになっております。従いまして、新たにできる照明塔の電気料金につきましては基本料金が大きなウエートを占めるということになります。そうしたことを踏まえまして、4分の2点灯、500ルクスまでの照度の料金につきましては市民が利用しやすい料金設定としていたしまして、市民レベルの大会等での利用を想定してない高い照度の照明を利用した場合には累進度を高くした料金設定としたところでございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明が終わりましたが質疑等ございますか。後藤委員。

後藤委員

電気料のところ本会議でも質疑があったんですけどお聞きしていただきたくらいなんですけれども、年間600時間の照明の利用を想定されているということだったんですけども具体的に各段階何時間を想定されて600時間ということなんですか。1日2時間弱という想定になると思うんですけども、特にこの4分の3点灯、全点灯、これを年間、何分、何時間、利用されるという想定での600時間ということでしょうか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

想定の利用時間なんですけれども、全点灯の場合18時間、4分の3点灯750ルクスで18時間、4分の2点灯500ルクス程度なりますけれども18時間、4分の1点灯の陸上競技用につきましては23時間、4分の1点灯も23時間、第1段階が500時間で想定をいたしております。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。基本的にはこの第1段階の150円がほぼすべてだということ、基本的には使わないということでしょうし、はっきり言って利用料金では基本料金も全く賄えないというような中での利用料金の設定ということでもよろしいんですね。本会議では基本料金の話だけございましたけれども従量料金もかかるわけですよね。ですからこの全点灯した場合の消費電力といいますか、何キロVAぐらいになって、従量料金としてはいくらなのか、1時間使ったら幾らになるのか教えてください。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

1時間あたりの消費電力なんですけれども全点灯の場合ですと3305キロワットアワーになります。利用単価なんですけれども、こちらにつきましては12.79円で4万2268円となります。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

1時間で約4万2,000円ということですよ。わかりました。ですから、全点灯で1時間利用してもらったら5万円入ってくるわけだから電気料は一応ペイできて、ただ、この全点灯したらその月は23万基本料金かかっちゃうわけですから、もうはっきり言って電気料金については利用料金では全く賄えないというような利用料金の設定であるということ、は理解しました。そこで7月、9月は4試合ナイターで行うというようなお話だったんですけども、薄暮時というようなお話もあったので、基本的に日没後ですよ。これだけの照明なんですから日没後の利用っていうのは何試合想定されて4試合中何試合なのか教えてください。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

流通経済大学のサッカー部からは来年の7月から9月の中旬までにたつのこフィールドで4試合のJFLの開催を見込んでいるというお話を伺っております。この4試合についてナイターで行いたいってということなんですけれども、何時から始めるとかってそこまで

の話は何っておりません。

糸賀委員長  
後藤委員。

後藤委員

基本的には4試合そのすべてが日没後のナイター、完全なるナイター利用という可能性も残っているということですね、理解しました。これなんですけれども基本的には利用料金高めに設定しているんですけれどもさっきお聞きしたように、これでは全体的な利用料金には全くならないわけなんですけれども、電気の使用料金については賄えないわけなんですけれどもその辺についてはどのようなご検討された上でこの利用料金決定されたんでしょう。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

この照明灯の施設の管理運営に関する経費なんですけれども人件費が62万円、申請の受け付けとか使用許可とかの人件費になります。それから物件費といたしまして、電気料の基本料金、従量料金が311万8,000円、それから減価償却費、こちらにつきましては950万4,000円。合わせて1,324万2,000円が管理運営に要する経費になります。こちらもこれらのコスト計算に合わせた利用料金の設定は著しく高価となるため、施設の遊休化が懸念がされるため、他の施設を参考に料金を設定し、利用の促進を図ることといたしました。以上でございます。

糸賀委員長  
ほかにございますか。伊藤委員。

伊藤委員

私もこの金額とその時間で賄えないことわかってますけど、今おっしゃったように利用の促進を図るということしかないと思うんですけれども、その辺はどんなふう考えているのかだけ一点お伺いします。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

低照度の場合は料金を安く設定しておりますので、そういう点でたくさん使っていただければと考えております。

糸賀委員長  
油原委員。

油原委員

4分の1点灯、4分の2、4分の3、全灯と私頭悪いんで1基あるやつ1基しか点けないのかなとそういうことじゃなく250ルクスで4灯照らすということなんですけれども、それは陸上、ナイター陸上だったりとか、一所懸命使うしかないと思ってますけど、ここでフィールド用途、陸上競技用ってなってます。250ルクスですから、もうこれ両方使えるわ

けだよ。陸上競技の大会走路とフィールド使えなかったら、あれなんでね。なんであえてフィールド用、と競技用って分けてあるんでしょうか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

フィールド競技用につきましては芝生部分を照らす250ルクスで照らす。陸上競技場につきましては100メートルのゴールラインを明るめに照らして写真判定機が利用できるように考えております。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

今度の照明灯というのは種目によって方向を変えたり、そこを照らしたり、あれが動いてできるということなんですか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

投光器は固定されて動かないんですけども4灯ある照明塔のうちフィールド競技用の場合には投光器を8台、一つに対して8つの照明灯つける。陸上競技用につきましては一つの灯で11台の投光器をつけるようになります。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

ですから、照明灯4基立ってますよ。それぞれが電球ありますから競技によってその電球というかLEDだけでも、つけ方の数が違うということ、そういうことができるということですか。わかりました。

糸賀委員長

ほかにございますか。大野委員。

大野委員

先ほど照明灯を維持する全体の維持費が1300何十万ということで、今聞きましたけども、先ほどの600時間の想定の中での利用料金というのは大体総額幾らぐらい見ているわけでしょうか。先ほどの全点灯が18時間で18掛ける2万5000で、それぞれやると600になりますね。それはわかりませんか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

現在の照明灯の既存の料金は月大体7万から8万円かかってます。新たな照明灯の料

金が約40万8,000円、1月ですね。ですから、1カ月あたり33万1,000円当たり高くなるということで想定をしております。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

いや私が聞きたい趣旨はだいたい年間1300万の支出が出て、収入が600時間の料金、それが差し引くとと幾らで月幾らのマイナスなんですかってということをお聞きしたい。そういう想定はしてないですか。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長  
約320万円程度です。

大野委員

それ年間ですか、月なんですか。320万というのは600時間の利用料金ですか。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

基本料金を1000ルクスでみた場合、こちらが276万8000円、年間で600時間想定した場合の従量料金が34万9000円。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

基本料金という考え方はいわゆる全点灯したときにはいくらしているのか。1回でも点けますと1月分の1,000ルクス分のやつが取られると思うんですよ、基本料金。使わなければ例えば半分とか。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

高圧電力の場合ですと1年のうち1回でも30分以上1,000ルクスを使うと次の月から1年間は一番高い料金、基本料金になります。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

そしたら余計計算できるじゃないですか。1回使ったものとして基本料金が全額、そして従量料金が大体このぐらい使うだろうというふうな想定で計算できんじゃないですか。

できないの。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

先ほど申しましたように1,000ルクスの基本料金だと1月23万700円で12カ月で276万8,400円となります。それから600時間の想定に従量料金、こちらにつきましては34万9,696円、約でございますけど。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

それが先ほど言った物件費の317万8,000円ということで理解していいのかな。そういうことだね。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

ですから基本料金が本当に大きなウエートを占めるっていう部分がありますんで、500ルクスの場合には年間140万円くらいということになります。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

先ほど減価償却費が958万4,000円というなことをおっしゃったわけですが、これについては照明の設置がだいたい2億9,000幾らということでそれを30年かなんかでは割った金額ですか。減価償却費の算出根拠です。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

2億8,512万円、耐用年数50年で見ております。これちょっと計算式があるんですけども取得価格が3億371万3,000円。これから特定財源の1億4,235万円を引いた額1億6,136万3,000円。これを耐用年数50年で見たものとなります。その計算の結果が322万7,000円。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

322万7,000円、いわゆる照明設備の減価償却というのわかりましたけども、先ほど北澤課長が話したその減価償却958万4,000円。これはあとは何をプラスして958万4,000円なんですかっていうその内訳をお尋ねしてるわけなんです。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

減価償却費なんですけれども2億8512万円、こちらを耐用年数30年で見た場合、950万4000円になります。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

わかりました。そうした計算じゃないんですかというお尋ねだったわけです。一番最初のお尋ねがね。なんで50年の話になったのか聞くこともないし、いいでしょう。わかりました。

糸賀委員長

ほかにございますか。杉野委員。

杉野委員

市の基準、規則の中だと思いますけれども、いわゆる公共施設についての使用料、利用料の基準というのがありますよね。この施設はそれを満たしているんですか。その辺のことについてお答えください。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

こちらの利用料金なんですけれども市の内部の使用料手数料等改定検討委員会という会がございます。こちらの中で検討がされてこの料金となったところです。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

その話ではなくて市がいろいろ使用料金というか利用料金というのか決めますよね。そのときの基準があるんですよね、受益者負担が約半分とかね。そういう基準のどれに該当してるのかなど。これを聞きたいのは趣旨は相当効率も悪い施設だなと思ってるんですよ。ただ、やっぱり最低基準の使用料だけは取らないとまずいのかなど。その観点から質問したわけなんです。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

受益者負担率、こちらにつきましては使用料手数料検討書っていう中にあるんですけれども、こちらの3番目に被市場的、選択的サービス受益者負担率50%、特定の市民が利用するサービスだけでも民間であまり提供されていないもの、こちらに該当するということで判断がされております。

糸賀委員長  
杉野委員。

杉野委員

もともと投資した分の回収なんかは考えられない施設なんです。なおかつランニングコストも回収できないということをここで確認いたしました。もしそのことについて、いや違いますということであれば、おっしゃってください。

糸賀委員長

ほかにございますか。後藤委員。

後藤委員

利用料金のところ再確認なんですけど、利用料金じゃなくて電気代のところなんですけど先ほどご説明だと新しくしたら月40万8,000円、現時点では月7万円かかっているから、月額で33万1,000円ぐらい電気料金の差が出ますよっていうお話だったと思うんですよね。月40万8,000円かかるっていうことは単純に12でかければ年間500万弱にはなるわけですよね。ただ、もう一方でご説明の中で年間の電気料金は基本料金276万円とその従量課金の部分で34万で合わせて320万円だっているというお話あったんですけど、それだと月の平均の額は変わってくると思うんですけど説明で違いがあるんですけどそこをもう一度ご説明していただけますか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

先ほど月額だいたい33万1,000円程度の上昇が見込まれるっていうお話をさせていただきましたけれども、そちらも電気の使用料年間600時間と仮定をして月192キロワットの600時間、9,600キロワットアワー、基本料金が24万3000円、従量料金が16万5,000円で見込みますと40万8,000円、月額40万8,000円くらいになるんで、現在約7万6,000円使ってますから、これを引いた額が33万1,000円となるということです。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

要するに年間の電気料金は月9,600キロワットアワー使うとして、基本料金23万とその従量のところで16万で40万8000円。だから年間の電気利用料は単純に12をかけて490万ぐらいっていう理解でよろしいんですよね。先ほど320万っていうのは違いますよね。そこだけ確認させてください。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

先ほど320万っていうのは回答が違っておりました。すいません。

糸賀委員長

ほかにございますか。

## 【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決します。議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

## 【異議あり・なしの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第10号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号、平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第3号の所管事項について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第12号、平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第3号の所管事項につきましてご説明をいたします。別冊の6ページ、7ページをお願いしたいと思います。第2表継続費補正でございます。2件ほどございます。1件が障がい福祉計画等改定費ということで障がい者プラン、そして障がい福祉計画の策定を平成29年度実施するわけなんですけれども、それに先立ちまして平成28年度にアンケート調査の方に着手したいということでご覧のとおり28年度、29年度の年度割で継続費を設定するものでございます。

次に高齢者福祉計画等改定費でございます。これにつきましても平成29年度策定を予定しているわけなんですけれども、それに先立って平成28年度から改定に係るアンケート調査を実施するというので記載のとおり年割額で継続費を設定しようとするものでございます。内容については後ほどご説明いたします。

次に第3表繰越明許費でございます。民生費でございます。2点ほどあります。臨時福祉給付金給付事業、経済対策分につきましては来年の4月から2年半分の給付金の給付事業に係るものでございます。全額国の補助で賄われるものでございます。もう1点が介護施設等整備支援事業ということで、介護施設の県補助金につきまして2件なんですけれども県補助金の内示を受けました。実際の支出については来年度予定しているわけなんです。内示を受けたことによりまして予算計上するものでございます。

荒井教育部長

続きまして教育費です。4件ほど設定をさせていただきました。まず、小学校施設整備事業でございます。これは歳出の37ページでございます。龍ヶ崎小学校給水消火栓設備改修工事でございます。平成29年度で中期事業計画では予定しておりましたが、今年度前倒しで今回補正予算で計上させていただき、夏休みを活用して早期の完成を目指すこととしたものでございます。

続きまして中学校施設整備事業です。37ページでございます城西中学校と城ノ内中学校のエレベーター設置工事でございます。これにつきましては国の平成28年度の第2次補正予算により補助事業として今年度採択を受けたため、今回計上させていただいたものでございます。これにつきましても来年度実施ということで明許費の方を設定をさせていただきます。

きました。

そして総合運動公園リニューアル事業でございます。これはたつのこフィールドトイレ増築工事でございます。これにつきましても今年度内の予算措置により、早期の完成を目指すことといたしたものでございます。

そして学校給食運営費でございます。これは学校給食センター整備基本計画の策定に係る経費でございます。当初予算で計上をいたしておりましたが、年度内での完了が困難となったことから繰越明許費の設定をさせていただきました。

#### 龍崎健康福祉部長

続きまして第4表です。債務負担行為補正でございます。この補正につきましては年度当初、あるいは来年度早期に契約の履行が必要なものにつきまして、本年度中に適正な契約手続を行うためのものでございます。健康福祉部所管事項といたしましては7ページの9段目からになります。ファミリーサポートセンター運営業務委託契約、さんさん館管理にかかる業務委託契約、八原保育所設備管理業務委託契約、駅前こどもステーション管理運営業務委託契約、電子母子手帳利用契約、そして4つ飛びまして保健センター清掃業務委託契約の6件でございます。

#### 荒井教育部長

教育費にかかるものにつきましては7ページの下から8つ目特別支援教育支援業務委託契約、英語指導助手業務委託契約、教育センター清掃業務委託契約、小学校施設管理にかかる業務委託契約、中学校施設管理にかかる業務委託契約、子どもの居場所づくり事業業務委託契約、たつのこアリーナ窓口券売機管理システム保守業務委託契約、たつのこスタジアムスコアボードシステム保守業務委託契約。次のページになります。学校給食センター管理にかかる業務委託契約、腸内保菌検査業務委託契約、学校給食センター第1調理場生ごみ処理機リース契約、そして同じく第2調理場生ごみ処理機リース契約、以上12件につきまして、今回債務負担行為の補正として計上させていただきました。

続きまして第5表地方債の補正でございます。小学校施設整備事業でございます。これにつきましては龍ヶ崎小学校給水消火栓設備改修工事に係る地方債でございます。75%の起債率となっております。

続きまして限度額の変更でございます。中学校施設整備事業でございます。これは城西中学校、城ノ内中学校エレベーター設置工事に係る起債でございます。1億1,980万円限度額を増額いたしております。起債率につきましては補助が100%となっております。

体育施設整備事業です。これにつきましてはたつのこフィールドトイレ増築工事に係る地方債です。3,420万円の増ということでございます。75%の起債率となっております。

#### 龍崎健康福祉部長

続きまして歳入に入ります。12ページ、13ページをお願いいたします。中段になります。国庫負担金、国民健康保険基盤安定等、これにつきましては保険者支援分でございます。支援分の年度見込みによる精算の部分でございます。障がい者自立支援給付費でございます。これにつきましては介護給付費、訓練等給付費等の増による増額となります。障がい児施設給付費につきましても年度見込みによる増額でございます。

次に国庫補助金でございます。障がい者地域生活支援事業費につきましては主に日中一時支援事業の増による補助金の増でございます。次に臨時福祉給付金給付事業費、経済対策分。そしてその下の事務費分につきましては1人あたり1万5,000円、対象者1万1,000人を見込んだ給付事業でございます。10分の10の補助となっております。内容につきましては歳出のところでご説明いたします。

次に子ども子育て支援事業費、子育て環境整備分につきましては病後児保育事業につきまして、1施設増となった分についての補助でございます。次に子ども子育て支援事業費

の育児支援、家庭訪問分につきましては保健センターに設置しました子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターの件費分につきまして補助対象になるということで、その分の経費を計上しております。

荒井教育部長

次が教育費、国庫補助金です。中学校費補助金、学校施設環境改善交付金でございますが、これは先ほど申し上げました城西中学校と城ノ内中学校エレベーター設置工事にかかる国庫補助金でございます。

龍崎健康福祉部長

次に国民健康保険基盤安定等、これにつきましては県負担金でございます。保険者支援分と保険税の軽減分の決算見込みに伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。障がい者自立支援給付費、これは先ほどの国2分の1だったんですけども、その4分の1分でございます。後期高齢者医療保険基盤安定等につきましても見込みによる補正でございます。

次に障がい者地域生活支援事業費につきましても国2分の1に対し、県4分の1分でございます。

次に地域医療介護総合確保基金事業費でございます。新規事業でございます。これにつきましては県の単独事業でございます。対象といたしました2施設、認知症グループホーム整備1施設、そして小規模多機能型居宅介護事業所整備1施設分の県補助でございます。10分の10でございます。

次に子ども子育て支援事業費、子育て環境整備分につきましては先ほどの国と同額でございます。次にすこやか保育応援事業につきましては保育所に同時入所で2人目で3歳未満児に対しましては上限で3000円補助するという事業でございますけれども、この事業が廃止をされましたことによる減額でございます。市単独で実施するというところで考えております。

次に多子世帯保育料軽減事業費でございます。これにつきましても県の新規事業でございます。年収約640万円で第3子以降で3歳未満児の方には保育料無償化するという部分の県の補助でございます。県2分の1の補助でございます。

一つ飛びまして子ども子育て支援事業費の育児支援家庭訪問分につきましては先ほどの地域子育て包括支援センターの補助採択による県の補助でございます。国補助と同額でございます。

次に一番下になりまして災害援護資金貸付金元利収入につきましては東日本大震災に係る災害援護資金の貸付金の繰り上げ償還によるものでございます。

荒井教育部長

続きまして16、17ページをお開きください。市債、教育費債、中学校債、保健体育債、小学校債でございますが、先ほど8ページ、9ページの第5表で説明をさせていただきました地方債の補正の内容となりますので省略をさせていただきます。

龍崎健康福祉部長

続きまして歳出になります。24、25ページをお願いいたします。はじめに職員給与費、社会福祉ということですが今回の補正予算の中に各職員給与費の補正があります。人事院勧告による給料表及び勤勉手当支給率の改定、標準報酬月額の時改定などを反映して補正を行っているものでございます。この職員給与費、社会福祉につきましては社会福祉課15人分でございます。

次に国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては歳出の増加分につきまして特別会計に繰り出すものでございます。後ほどご説明をいたします。地域福祉計画策定費につき

ましては現在、地域福祉計画の策定を行っておりますけれども通信運搬費、郵送料が不足しておりますので、それに係る補正でございます。

次の生活困窮者自立支援事業及び臨時福祉給付金給付事業の2事業につきましては平成27年度の国庫補助金の精算による返還金でございます。

次に臨時福祉給付金給付事業、経済対策分でございます。新規事業でございます。概要でございますけれども平成26年4月からの消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対しまして制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として給付されるものでございます。給付額は1人あたり1万5,000円、これは平成29年4月から平成31年9月までの2年半分でございます。対象者につきましては平成28年度市民税非課税で扶養親族となっていない方でございます。申請につきましては平成29年4月から申請受付を始めていきたいと思っております。補正予算の内容でございますけれども、当事業に係る窓口業務の専門嘱託員の人件費及び事務費、そして委託料につきましては繁忙期における受付事務、そしてシステム構築費でございます。補助金につきましては1万5,000円かける1万1,000人ということでございます。

次に障がい者福祉事業でございます。報酬、旅費につきましては窓口業務専門嘱託員から臨時職員へ任用変更を行ったものにかかるものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては平成27年度国庫補助金の返還金でございます。障がい者自立支援事務費でございます。これにつきましては国保連への審査支払い手数料の増に対応するものです。障がい者自立支援給付事業でございます。扶助費、3月までの決算見込みを出しまして障がい者介護給付費、障がい者訓練等給付費、障がい者更生医療費、それぞれ増額するものでございます。当初予算に比べまして1割程度増となっております。23償還金、利子及び割引料については平成27年度の国庫補助金の返還金でございます。障がい者地域生活支援事業でございます。扶助費といたしまして、主に日中一時支援事業の増によるものでございます。当初予算に比べまして25%増という状況でございます。

次に障がい福祉計画等改定費でございます。これについては新規ということで障がい者プラン、第5期障がい福祉計画、30年度から予定しております。その策定に係る継続費を設定しておりますが、今年度は障がい者実態調査業務委託につきまして計上しております。業務委託費の3割を計上しております。

次に職員給与費、老人福祉につきましては高齢福祉課4人分でございます。老人福祉事務費につきましては給食センターの第2調理場東側に整備をしております特別養護老人ホームの整備にかかりまして、公共下水道区域外の接続工事、補助金、助成金でございます。次に介護保険事業特別会計繰出金でございます。歳出増加に伴う繰り出しでございます。後ほどご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、いずれも歳出増分に係る繰り出しでございます。

次に高齢者福祉計画等改定費でございます。これも新規事業でございます。高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画、30年度からになりますが、その策定に係る前段の介護予防日常生活圏域ニーズ調査に係る経費でございます。これにつきましても継続費を設定しております。平成28年度分の経費を計上したところでございます。

次に介護施設等整備支援事業でございます。これも新規でございます。先ほど繰越明許のところでご説明をいたしました認知症高齢者グループホームの整備分、そして小規模多機能型居宅介護事業所整備分、それぞれ3200万円の補助でございます。

職員給与費、医療福祉が保険年金課2人分の国民年金が保険年金課3人分でございます。

児童福祉費でございます。職員給与費につきましてはこども課16人分でございます。

障がい児支援サービス事業特別会計繰出金につきましては歳出の増分に対応するものでございます。

荒井教育部長

次の放課後児童健全育成事業でございます。需用費につきましては消耗品でございますし、破損した座卓の交換と保育ルームで使用する清掃用品の不足分を購入するものでございます。

龍崎健康福祉部長

次の子ども子育て支援事業でございます。19補助金につきましては病児保育事業ということで病児病後児保育の体調不良児対応型として1保育園が新たに実施をするということに対する補助でございます。償還金、利子及び割引料につきましては平成27年度の国庫補助金の返還金でございます。施設型給付費などでございます。

次に子育て支援施設管理運営費につきましてはファミリーサポートセンター運営委託について利用時間の伸びに対応するものでございます。約10%程度伸びております。

次に職員給与費の保育所でございます。保育所19人分でございます。

次に私立保育所運営費でございます。これにつきましては会計検査の指摘を受けまして、平成22年度から平成26年度分の国、県補助金の返還金でございます。ひとり親の世帯の階層認定に係る指摘でございました。

続きまして多子世帯保育料軽減事業でございます。新規でございまして県の事業で年収約640万円で第3子以降で3歳未満児につきまして保育料無償にするということで、対象となるのが69人を見込んでおります。県と市で2分の1ずつの歳出です。

次のページをお願いいたします。職員給与費の生活保護につきましては社会福祉課10人分でございます。生活保護適正実施推進事業の役務費につきましては通信運搬費、郵送料の増でございます。次の償還金、利子及び割引料は平成27年度の国庫補助金の返還金です。次の生活保護扶助費につきましても平成27年度の国庫支出金の返還金でございます。

次に災害援護事業でございます。東日本大震災災害援護貸付金の繰上償還でございます。次に衛生費でございます。2つ目医療対策費でございます。補助金、龍ヶ崎済生会病院運営費でございます。特別交付税の算定にかかりまして、本年度の県の補助金が若干減額されまして、それに伴って算定した分の増分でございます。

成人保健事業につきましては感染症予防事業などの平成27年度の国庫補助の返還金でございます。子育て相談事業につきましては母子保健コーディネーターの補助対象になるということで共済費につきましても、別途計上したところでございます。

次に一番下になります。職員給与費、保健センター、保健センター18人分でございます。

荒井教育部長

続きまして34ページ、35ページをお開きください。下の方になります。教育費、教育総務費、事務局費の中の教育長給与費でございますが、これは期末手当、現行では3.1月支給しておりますが、0.1月増の3.2月とするものでございます。

その下の職員給与費、教育委員会事務局でございますが部長、教育総務課11人、指導課1人の給与でございます。

その下職員給与費、教育センターにつきましては副主査1人に係る給与でございます。

次のページをお開きください。学校管理費の職員給与費、小学校でございます。これは小学校の用務手12人にかかります給与でございます。

その下です。小学校管理費でございます。需用費につきましては消耗品、これは統合に伴い、北文間小学校児童に支給する龍ヶ崎西小学校の体操服を購入するものでございます。61万4,000円を計上しております。そして同じく需用費の中では修繕料を計上しております。これは緊急対応により、不足が生じた分として370万円を計上しております。委託料でございます。学齢簿システム修正につきましては北文間小学校と龍ヶ崎西小学校の統合の統合に伴いまして、学齢簿システムの改修を行うものでございます。樹木管理につきましては北文間小学校のプール沿いにあります樹木39本の伐採を委託して行うものでござい

ます。

その下、教育振興費の扶助費、要保護、準要保護児童就学奨励費です。これは平成28年度途中で認定しました就学援助費の増額分を計上したものでございます。

続きまして学校施設整備費の職員給与費、小学校施設整備でございますが、教育総務課の施設担当小学校の施設担当しております職員1人の給与でございます。そして工事請負費、小学校施設整備事業です。委託料につきまして龍ヶ崎小学校給水消火栓設備改修工事の実施設計を計上しております。同じく工事請負費の龍ヶ崎小学校給水消火栓設備改修工事につきましても平成29年度の早期完成を目指して今回計上しております。

続きまして城ノ内小学校遊具設置工事でございます。これは保育ルームの増設に伴い、老朽化した遊具を撤去をしたため、別の場所に新たな遊具を設置するものでございます。馴染小学校遊具改修工事です。これは定期点検により使用禁止としている遊具の改修、更新を行うものでございます。

続きまして中学校費、学校管理費でございます。まず、職員給与費、中学校でございますが中学校の用務手5人の給与等でございます。

その下です。中学校管理費の需用費でございますがこれは修繕料です。緊急対応により不足が生じたため計上したものでございます。

教育振興費の要保護、準要保護生徒就学奨励費です。これも小学校と同様、平成28年度途中で認定した就学援助費の増額分を計上したものでございます。

続きまして学校施設整備費の職員給与費、中学校施設整備でございますが教育総務課の中学校施設を担当している職員の給与でございます。

その下でございます。中学校施設整備事業でございます。これは城西中学校と城ノ内中学校のエレベーター設置に係る経費となっております。役務費につきましては手数料でございますが、建築確認申請、完了検査などの手数料です。委託料でございます。補償調査でございますが、城西中学校の大規模改修工事の家屋事後調査を今年度当初予算に計上しておりましたが、調査の申し出や損害がなかったことを確認したため、今回減額をいたそうとするものでございます。その下の城西中学校エレベーター設置工事管理費、城ノ内中学校エレベーター設置工事管理費そして工事請負費につきましては城西中学校、城ノ内中学校エレベーターの設置工事に係る経費を計上しております。これにつきましては先ほど申し上げましたが繰越明許費を設定させていただいております。

次のページをお開きください。社会教育費、社会教育総務費です。職員給与費、社会教育総務につきましては生涯学習課9人の職員の給与等でございます。

続きまして保健体育費の保健体育総務費、職員給与費、保健体育総務費でございますがスポーツ推進課6人の給与でございます。

続きまして体育施設費の総合運動公園リニューアル事業でございます。これはたつのこフィールドトイレ増築工事に係る経費でございます。まず、役務費につきましては建築確認申請、完了検査の手数料でございます。そして委託料につきましてはたつのこフィールドをトイレ増築工事の実施設計と工事監理費を計上しております。工事請負費につきましてはたつのこフィールドトイレ増設工事に係る経費を計上しております。これにつきましても平成29年度への繰り越しとされているところでございます。繰越明許費を設定しております。備品購入費につきましてはたつのこフィールドを第3種公認陸上競技場として継続するため、新たに交換が必要となった備品、棒高飛び高度計と風速計を購入しようとするものでございます。

続きまして学校給食費、職員給与費、学校給食センターにつきましては5人の職員の給与について計上をいたしております。その下です。学校給食運営費につきましては新学校給食センター建設予定地が埋蔵文化財の包蔵地内であることから、その調査を委託して行うものでございます。委託料として計上をさせていただいております。以上でございます。

糸賀委員長

休憩いたします。1時20分再開の予定です。

【休 憩】

糸賀委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はございますか。大野委員。

大野委員

債務負担行為補正の8ページの学校給食センター第1調理場生ごみ処理機リース契約と、その下の第2調理場のリース契約についてお尋ねしたいが、まず、機種というか、これはそれぞれ何年目ぐらいになりますか。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

お答えいたします。まずは第1調理場の方なんですけれども、平成19年度から今年でちょうど10年度目に至ります。当初、5年間のリースで借受けが始まって、以後、1年間の再リースの繰り返しであります。第2調理場につきましては、開設当初の平成11年度から入れております。同様に、5年プラス以後、1年ごとの再リースというふうに処理してございます。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

といいますのは私は当初導入するときに、こういうリースか、あるいは買い取りかということでもって質問したことがあるので、それでリースがメリットあるんですよということでもってリースをしてきた経緯があるものでありますので聞いたわけなんですけど、10年使う、まあ、第1調理場の件について10年使うということは、大体、単年度で160万やるということは、もう1600万円お支払いしているということなのかな。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

リース契約としてございます。内容につきましては逐一メンテナンスをしに業者がまいる。構造といたしましては食物から出る水、これが入ってしまうとなかなか堆肥にならないという仕組みのものでございますので、そこに、わらのもみ殻みたいなものを逐一足していってバイオの苗床にして堆肥になっていくというもので形態はレンタルに近いものかなというふうに解釈してございます。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

もみ殻を入れたり、色々なことをするという自体はそれほど毎回ではなくて、何らかのトラブル、つまり水分が多いそうだなという時に入れるという意味なんですか。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

逐一、調理業者が生ごみ処理機のふたを開けて、その状況を私どもに報告してまいります。先ほどのようなベタベタしているような報告があるとすぐメンテナンスをしてくれということで業者に連絡すると。何もなくても、おおむね月1は保守というレベルで見にまいます。と申しますのは電気で動くものですから基盤が調子よくないと、あるいは中で鉄のアームが回ってるんですけども、それに対するつまりであるとか、業者じゃなければ施せない部分、その部分は業者が定期的に来るときに掃除と称してやっていっております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

この件についてこだわるのは生ごみの堆肥化につながるものかなというふうに思って、いつも考えているわけなんです。生ごみの堆肥化というものを掲げながら、なおかつ全然検討していないという中で学校給食センターが、こういった一つの生ごみの堆肥化をやっているという事実があるわけですね。そういったものでやっている実績をそういった生ごみの堆肥化に生かすべきではないかと思っているわけで、そういった面でこの中に挙げられているリース契約、これは結局機械の金額というような問題でとらえたわけなんですけど10年たってみて、つまり第1調理場は19年から28年で10年目を迎えていますということで、第2調理場の調理上から見れば平成11年ですから17年ということになるかと思うんですよ。そうしますとある意味機械代は非常に高くなっているんじゃないかと。つまり、買い取りと比較してリース契約はそういった多少の面倒見てくれますとはいいつつもそういった面に関しては、それが水分が多いとか少ないとかっていう形はある程度の経験をすることによって、あるいはこういう状態が水分が多い少ないということですよということでもって気をつけていけば、そういった援助がなくてもできるものではないのかなというふうに思うわけなんですけど、その点どんな風に考えておりますか。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

リース契約がそういう手をかけるかけに来るという中で高めなのではないかというご指摘だったと思います。量的なものというのが、これが実は毎食、毎回、給食があるたびに、そういう残飯というのが出ます。多いときには第1調理場で200キロ。第2調理場で半分ぐらいということで100キロ、これを生ごみで出したらどうなのという話を環境対策課とも相談した経緯はあります。動くうちは堆肥化にしてくれと。金額のご指摘でございますけれども、毎年、1年ごとの再リース契約で見積もり合わせは行っております。その際に今のご指摘の部分どう考えるのか業者側と少し相談いたしたと思います。以上です。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

早い話が単純な質問なんですよ。この機械は買い取ったら幾らだったのだろう。そして、実際問題10年を経過したということになれば、毎年リース契約を160万。これは再リースですから、その前の5年間とは金額も違うかと思うんですが、そういった再リース契約、それから初期のリース契約を含めて10年間で幾らだったのかと。それから買い取ったら幾らだったのかと。そういったことを導入するときに質問をした関係上、じゃあ実際10年たってどうなったのかと。そういったお話をしているわけなんです。なかなか計算してないとわからないかもしれませんが、そういったことを尋ねたわけなんです。それは答えられますか。答えられなければ答えられなくても結構ですけど。

糸賀委員長  
大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

歴史的にこれより前の機械があったはずだという話を先ほど頂戴しました。申しわけございません。その時の事は記録等、今手元に持ち合わせておりません。ただ、買い取った場合というのを当初、ご質問の中で比較したのかなというお話だったと思います。当然、したとは思いますが、この平成19年度の時点でのリース料率というのが財政課に確認すればはっきりわかるんですけども。高くなかったからリースにしたのかなという推測でございますけれども申しわけございません。以上でございます。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員

課長ね。10年もつような想定じゃなかったんですよ。大体、買い取っても5、6年で難しくなるだろうと。使えなくなるだろうということがあって、買取よりはリース契約の方が有利じゃないんでしょうかというような内容だったと私は記憶しております。その中で10年、それから第2処理場の場合は17年もつということは正直言って、初めの段階ではリース契約を始める段階では多分想定してなかったと思います。そんなわけでお伺いしたわけなんです。後ほど結構でございます。そういった比較を一つお願いしたいと思います。それが金額の問題ということで。もう一つはこういった生ごみの堆肥化。これが市の全体の生ごみ堆肥化につながられるものかどうかということでもって、そういう視点は全然持ち合わせてない。それはある意味当たり前ですけども、そういったなんて言うんでしょう、経験とか実績というものを知らしめるべきじゃないかなと私は思います。ある意味、すばらしい試行錯誤しているわけですよ。ですから、そういった意味で、ぜひ、そういった視点もあわせて、これからは今までもやっていたかどうかわかりませんが、これからはなお一層そういった視点を持ち合わせていただきたい、そんなふうに思います。

糸賀委員長  
ほかにございますか。油原委員。

油原委員

25ページ、一番下の老人福祉事務費の中での補助金ですね。高齢者福祉施設、公共下水道区域外の接続工事費です。これについてちょっと場所と施設詳しくお願いしたい。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長

本谷高齢福祉課長

部長の説明でもあったと思うんですけども、給食センターの東側に特別養護老人ホームリカステというものが建設される予定でございます。それにあたっては市の公共下水道事業計画区域外の区域において、民間事業者が施行する公共性の高い施設にあたるものですから、下水道接続工事に要する経費の一部を今回補助金として交付するものでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

結構前の話で区域外でも広域性が高いというようなことで川原代の幼稚園、市が敷設したんですね。そういう経緯があって当然公益性が高いということで市がという話はそういう基準をという考え方を整理した。これについての接続工事ですからあの前に公共下水道が通ってるんでしょうか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

ちょっと調べてきますので、すみません。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

調べなくても結構ですけど。接続工事ですから150万だから、管渠敷設じゃない。敷地内に入れるんだろうというふうに思いますけれども、接続工事ですから敷地内に入れる。ここまで市の仕事。今、盛り土が開始されている程度で、今回補正してまで急いでやる仕事なんだろうか。要するに建物からあそこの排水計画から給水計画からいろいろあるんだろうと思いますけれども、ある程度建物が進まないとなれば接続工事やってもなかなか行程的にはどうなんだろうという。ですから結構先の話なのかなというふうに思うんですが、なぜ、今回補正なんだろう。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

そこらへんの部分は資料のほう持ちあわせてきてないんですけども整備がですね、平成29年度中に造るようになっております。そして、そこら辺の工事の進捗の具合で今回載せないとなれば十分その施設の建設の方にあつていかないというようなことで載せたというような経緯がございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

29年度開園ですね。予定だということでそれにあわせてということであれば、29年開設であれば理解はできます。

続いてよろしいでしょうか。27ページの子ども・子育て支援事業の中の補助金。病児保育事業です。この病児保育事業をやっていく、その要件についてお聞かせください。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

今回の補正につきましては先ほど部長からもありましたけど、体調不良児対応型保育というようなことであすなろ保育園、当初は予定してなかったんですけど、あすなろ保育園で実施しているというようなことで補助金申請に至ったものでございます。この体調不良児型保育というのが保育園に通っている子どもが微熱とか出された際に対応するため、看護師を配置していると。主にですから人件費を補助しますよというような内容となっております。その他に病児保育を実施している保育所、これは済生会のなでしこ保育園。それから病後児保育というのもありまして、回復期に向かっているお子さんを預かると。その保育園がことり、それからまつやま中央保育園の2カ所で実施しているところでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

要件としては看護師がついていればいいということなんでしょうか。それから中にはどっかの病院と連携、協定じゃないけれども、そういう連携をとって事業実施していきますよということなんでしょうか。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

先ほどの体調不良児型保育というのが比較的その突発的な微熱とか、そういうのに対応するということで看護師だけ配置すればいいというような要件になっております。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

病院との連携というのは条件付されてないんですか。

続いてよろしいですか。37ページです。一番下、中学校施設整備事業のエレベーター設置工事です。本会議でも質疑でありましたけれども部長答弁で工事は夏休み。来年の夏休みという。単純に言えば来年の夏休みなら当初予算だっているんじゃないかなと。ただ予算措置の話かなと思うんですが、この辺についてお知らせいただきたい。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

おっしゃるとおり工事については29年度事業で国庫補助事業として国に申請してました。そうしましたところ国の一般会計第2次補正予算に採択されまして、前倒し事業としてこの事業が採択されましたというところで工事に余裕を持って行えるように、28年度に予算措置をして、28年度事業として工事は29年度に行うというものでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

できれば、せっかく前倒しでついたんですから、できるだけ障がい児、児童生徒に使っていただくというような意味で、休みに杭打ちをするというのは十分わかるんですけども、春休みに工事をするということはその条件として前提条件として整理されてないんでしょうか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

先ほど申し上げましたようにもともとが28年度に設計を行って29年度に工事ということで、28年度今現在設計が委託中ございまして整っておりません。設計後速やかに工事を発注し、準備行為を行い、仮設を行いますとどうしても工事一番大きなもの搬入したり、一番大きな工事になる杭うちが夏休みというふうな行程になるかと思えます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

設計できていなければ発注はできませんけれども設計の工期はいつでしょう。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

5月から1月31日を見込んでいたんですが、構造計算また昇降機の申請という色々な申請が新たに出てきまして、1カ月ほど工期を延長しようと思っております。したがって、今年一杯ぐらいまでは設計がかかってしまうというような予定でございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

わかりました。続いて、次の39ページ、たつのこフィールドトイレの増築工事ですね。基本的にバックスタンドをつくった。当然あわせてトイレは必要になってくるわけだと思うんですけども。陸上競技場だから陸上競技関係が申請してるみたいで、非常に迷惑してるんですけども。なぜ、そういう一体的な工事ができないんでしょうかね。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ振興課長

平成26年度にバックスタンド建設工事とトイレにつきましてもあわせて検討は行っております。優先順位としてバックスタンド先に建設をいたしまして、トイレにつきましては平成27年度に平成28年度から平成32年度までの中期事業計画に登載をいたしまして、平成29年度に工事を実施する計画となっております。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

中期事業計画に従ってやったということ。それ以上のことは言いませんけれども、一体的なのかなど。年中あの競技に影響しちゃいます。競技に影響ないなんてことは絶対ない。特に陸上競技の試合なんていうと芝生を使うんですよ。そこで工事の仮囲いとかそういうやってると、それでなくても練習するスペースがないんです。ひとつ円滑に仕事していたきたいというふうに思います。以上です。

糸賀委員長

ほかにございませんか。伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ37ページの要保護・準要保護就学奨励費増額なんですけど、何人ぐらいの子どもがいたのか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

例えば小学校の59万9,000円なんですけど、1年生、2年生、3年生、6年生まで学年によって違います。一概に何人といえないんですが、人数に換算しますと大体6人から7人の増ということになっております。以上です。

糸賀委員長

ほかにございませんか。後藤委員。

後藤委員

1点だけ。39ページのたつのこフィールドトイレなんですけども、今、油原委員からご指摘あったようになんで一体じゃなかったのかっていうところで、そもそもバックスタンドが増築した関係でバックスタンドの近くにトイレってなきゃだめですかね。施設としてトイレの数は足りないというご認識なんだと思うんですけどもそのあたり運用上、どうしてもないといけなんでしょうかね。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

今年の9月からバックスタンドの供用が開始されたんですけれども、その後JFLの試合が2試合だったと思いますが、開催されております。その際にお客さんがトイレを探す様子が見えました。現在あるトイレを使用するには一端外に出て、メインスタンドのトイレを利用するか、フィールドの中にもトイレはあるんですけれども、試合を行っている時は多分使えなくなるので、一旦表に出てメインスタンドのトイレを使っただけようになりますから、ちょっと不便をおかけすることになると思います。

糸賀委員長  
後藤委員。

後藤委員

わかりました。バックスタンドを使用して大きな大会なんかあったときにはお客さんもいっぱい入るでしょうし、既存ではトイレは足りないだろうとは思うんですね。ただ逆に言うところ、そういう状況が年間何日ありますかというところをお聞きしたいんですけど。今の話だと供用開始から2試合あって、そういうときはトイレ困っていたと。逆に言うとそのに2日以外は別にトイレなくても困らないわけですよね。そうであれば、そういうJFLの試合が来年4試合あります。そういうバックスタンドも人数が埋まる日だけ仮設トイレでよくないですか。4,200万かける必要、私は感じないんですけど。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

JFLの大会だけではなく、小中学校の陸上記録会とか、子どもたちが結構、バックスタンドに入る機会が年間を通して数十日ございます。そういう人たちにも対応できるようにバックスタンド用のトイレは必要だと思っております。

糸賀委員長  
後藤委員。

後藤委員

そういった点でいうとこれまでもフィールドができてから小中学校の競技会というのは開かれてきたわけで、バックスタンドがあったあたりにテントなどを持ち込んで使用していたと。その子たちがフィールドにトイレ足りないよという状況があったんですか、その点教えてください。

糸賀委員長  
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

関係者の方からはそのようなご意見は伺っておりません。

糸賀委員長  
後藤委員。

後藤委員

ということであれば、トイレが必要になる場合はまずは一時的には仮設で対応でよかつ

たんじゃないのかなと。最近、全協でもご説明いただいた中期財政計画も見ますと、お金がうなるほどあって、何でも整備しましょうという状況ではないわけですよ。であれば、お金をかけて立派な施設っていうのもいいですけども、そうじゃなくて現状ある課題を解決する方策をまず皆さんには考えていただきたいと思うんですね。また、前から言ってるんですけども油原委員も指摘したとこですけど、中期事業計画の中でトイレは入れてたっていうお話で、私その中期事業計画把握していなかったのは私の不勉強なんですけど、26年のバックスタンドのときもこれ以上後から後から無いですよ。そういうところが多いですよ。事業で造っちゃったから、整備するしかないんですよ。後から後から大きな公共工事ありますよ。無いんですかって念押しして無いって言ってバックスタンド。その後無いって言ったけど照明塔が出てきた。照明塔の時も私言いました。これ以上、後から後から出てくることないですよ。無いっておっしゃいました。私は反対しましたけど。また、トイレ4,200万出てくるわけですよ。今、東京都でもオリンピック、額は違いますが指摘されてるのがワイドショーなんかでも話題になってますけど、公共工事、小さく通して大きく育てるみたいところに世間の批判がすごい集まっているわけですよ。だから小池百合子さんが受けているわけですよ。額はすごい小さいんですけど、今当市だけの問題じゃなくて、自治体のこういった公共工事のやり方、やっぱり造っちゃったからしょうがないよねで後から後から何億、何億ってかかっていくんじや。はたしてそういった財政運営でいいのかと。そういった予算の使い方なのかという点が市民の皆さんの厳しい視線が行政に向けられていると私は本当に感じてます。

ですから、私はフィールドトイレについては仮設で対応していただくことをお願いして、私はこの建設工事については反対します。あと、他のところですけども今回は特別職、教育長の分が入ってますけど、特別職、我々も含めて給与の増額ですね。後は、一般職の方の給与の増額もこの後の特別会計もありますので、私はそれにも反対しますので意見の表明ということで。以上です。

糸賀委員長

ほかにございませんか。大野委員。

大野委員

37ページの中学校施設整備事業の工事請負費、エレベーターの設置工事なんですけれども、この件については昨年でしたか、文教委員会で請願を採択され、それが1年ぐらいで実現したということで大変素晴らしいことなわけですが、確か、その際に教育委員会としては、大変非常に高価なものであるということでもって難色を示していたように私は思っていたわけなんですけど、それが1年以内を実現するとはいいことなんですけれども、実現のための要因はどんなところがあったんでしょうか。参考までにお聞かせ願いたいと思います。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

エレベーターは難色というか、必要というふうに思っていたんですが、それより先に必要だったのが、耐震補強なり、あと付帯する構造物の耐震化。また、エアコン設置工事。エレベーターについては必要だと思ったんですが、それに見合う階段昇降機というもので対応して参りました。そういうことから優先順位をつけて取り組んできたところでありまして、そして、やらなければいけない耐震補強、また、アスベスト等の除去もすべて完了して、その次ということで計画はしてありましたが、委員会または本会議で、議員各位の全会一致ということをお重く受けとめまして、庁内で再度検証し、これを今後の一番の課題と

して取り組むと意思総意が図れましたので、至急、この2基について、小学校、中学校、9年間ともに暮らせるよう、学区のこの2校について設置を決めたわけであります。以上です。

糸賀委員長  
大野委員。

大野委員  
請願の採択というのが一番大きな要因であったと。そういうことでよろしいですか。

糸賀委員長  
足立教育総務課長。

足立教育総務課長  
それだけではないんですが。その思いを重く受けとめて取り組みました。

糸賀委員長  
ほかにございませんか。杉野委員。

杉野委員  
25ページの1番下のところ、先ほど油原委員から質問がありましたけれども、この公共下水道区域外接続工事。これは今後もそういったものが出てきたときに補助するんですか。基準が決まっているかどうか、その辺だけ。基準が決まっているならいいんですけども、突発的に出て、ここやってくださいとかね。そういうことだけでは公平性が保てないということで、その辺のことについてお示してください。

糸賀委員長  
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長  
龍ヶ崎市公共下水道区域外接続工事助成金交付要綱というようなものがございまして、その趣旨に合致すれば、ここに交付の助成金の額、そういったものも規定されておりますから、合致すれば交付するというような形で考えております。

糸賀委員長  
杉野委員。

杉野委員  
どうしても土地が、地価が安いところへ進出すると思うんで、こういったことの今後の支出が考えられると思うんで、その際はしっかりと審議していただければなと思います。それから、29ページの生活保護適正実施推進事業ということなんですが、この点についてどういう事業を推進しようとしているのか。勉強不足で申しわけないんですけど教えてください。

糸賀委員長  
渡邊社会福祉課長。

渡辺社会福祉課長

こちらにつきましては生活保護者の医療費ということで一つはレセプト点検の事業を実施しております。それとこちらの事業の中で国の補助金の関係がいろいろ変わっております。平成27年度の段階では生活保護の前段の面接を行っております面接相談員という職員を当初予算で2名計上いたしました。しかしながら、特殊な業務ということもありまして、1名のフルタイムではない短い時間での雇用という形しかできませんでした。その結果、今回の償還金ということで国補助金を返還するというなことでございます。ですから、生活保護適正ということであればレセプト点検。それから面接相談。それから就労支援員というのを今年度から配置をしております。そういった事業、それと生活保護実施にあたります役務費等ですけれども29条調査、そういった調査関係の費用を計上しております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

その下の生活保護扶助費で6200万弱ということで償還金となってるんですけども、相当な金額、この時期に補正計上したことの事由ですね。それについて今年が特別なのか、その辺のところお示してください。

糸賀委員長

渡辺社会福祉課長。

渡辺社会福祉課長

こちらにつきましては生活保護の扶助費、平成27年度分の国の負担。総額の4分の3分を国の負担としていただいております。それが約半年間の見込みで1年分の負担金が国から参ります。結果といたしまして年度1年間の扶助費幾らになったということで、その差額については増の時もあればマイナスの時もあると。一時はかなり後からの追加交付ということでいただいた部分があります。ここ2年ほどは若干ではございますけれども、国の方に償還している。今年は医療費の方がそれほどかからなかったということで。この部分が非常に大きく6,000万先という金額での償還となっております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

実は最近のNHKのニュースで全国的に見て生活保護世帯が増えてると。連続していると。そのうち高齢者が半分占めちゃってると。そのうち、ひとり住まいが9割。凄いことになってんのかなと。今、この補正のところ、そうじゃなくて。年間見積もったけれども、龍ヶ崎はその分が見積もったよりも少なかったからというお話です。それはそれでいいんですけども、今後、どんなふうに動くのか注視しておく必要があるのかなと思っておりますので、これは私の意見です。

それでももう少しいいですか。29ページ、同じく済世会病院の運営費。医療対策事業、11万7000円です。これは前からあったやつですか。どういう内容なのか教えていただきたいなと思います。

糸賀委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

昨年度から新規に特別交付税の対象になるということで平成27年度から運営費の補助を行っております。その基準で今年度も当初予算に上げてあったんですが、毎年わずかな部分金額が改正なりますので、その分今回11万7,000円が対象額増えましたので、その分が今回補正するという形で計上いたしました。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

今後も続くということで受けとめてよろしいのでしょうか。

糸賀委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

済生会だけに限らず、大きい病院、今年度はJ A 取手総合医療センターの方も経営の方が苦しいので取手市だけの補助だけではなくて、龍ヶ崎市からも患者さん来ているので、龍ヶ崎市からも補助できないかと院長先生からそういう申し出なども来ております。そのほか周りの大きい病院からも、特に消費税が8%になったところで医療費関係で5%から8%になった3%分を患者さんに転嫁とかできないので、その分が赤字になっているということを病院関係の方から聞いております。ですから、これは今後とも金額は別として補助は続けていかざるを得ないのかなと考えております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

わかりました。それから37ページの先ほどエレベーターの件がでました。請願が出て、全会一致だと思います。そういうこともあって私も賛成しましたけれども、工事費が管理費も含めると相当な額になるんだなど。当時は5000万くらいかなとか話も聞きましたけれども、これを縮減する方法はありませんか。

糸賀委員長

足立教育総務課長。

足立教育総務課長

これももちろん見積もりをとって、この金額を算定してるわけなんですけど、競争入札で行いますので縮減の余地はその部分かと思えます。ほとんど二次製品でございます。エレベーターという。ですから、それを形を小さくするとか、そういうことは可能かと思うんですが基本的な縮減というのは二次製品のできたものの製品の額によって決まりますので、なかなか余地は難しいんじゃないかと思っております。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

ありがとうございました。続いて、何回も出てますけども39ページのトイレの件なんで

すが、どうしてこの時期にということ先ほども何人かの委員から指摘がありましたけども、当初の設計の段階でしっかりと設計しとけば、工事費はその時やとけば安くなりますよね。はっきり言って。だからこういうことのないようにぜひお願いしたいなど。これは市民の税金から出てるわけですからね。一つ教えていただきたいんですけども、通常トイレは男性用と女性用当然あるんだと思います。その概要、何基あって、例えば、男子用とか、男子用の場合は3つかそのくらいあんのかなという気がするんですけどね。女子用もそうなのか。いいたいことは、4,260万という計上されてるんですけども、大分前ですけど佐貫駅西口にトイレ作りましたよね。それから東口にもありますけども、2,000万、そんな工事費なんです。こんなにかかんのかなと4,200万だったら、一戸建土地つきで、2つは今買えますよ、はっきり言って良いのが。だから、その辺が一般の人から聞かれて、トイレ工事で何でそんなかかるんだと言われちゃいますよ。だからそこら辺の根拠を示してください。お願いします。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

トイレの実施設計につきましては平成29年2月から6月に実施設計を行う予定となっております。トイレの中の形状については実施設計を進める中で決まってくるようになります。それから、どうしてこんなにお金がかかるのかということなんですけれども、排水先の下水道が大きい県道側にはございません。ですから、さんさん館の前の通りの方まで管を引っ張るしかありませんから。そういうことも関係して予算的にかかってしまうということだと思います。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

後からこういうものを追加することの弊害っていうんですかね。そういうことがはっきりわかるんじゃないのかなと思います。以後気をつけてください。お願いします。

それから、続いて、01032100学校給食運営費で委託料、埋蔵文化財発掘調査ということなんです。新学校給食センターの進捗状況はどうなのか。まずは概要と具体的にどの程度今進んでいるのか。総額はこの間の22億とか出てましたけれども第1と第2合併させる。小学校と中学校一緒にするんだと思います。ただ、その場合のリスクも考えないといけないし、それから一気に22億もかけてやるということの財政上の負担能力があるのかとかも含めて、分散して今の第2の方はまだ使えるんじゃないのかなと。少し時期を考えながら、今進めているところについては一気に全部やるということではなく、そういうことも考えられるのか。そういう検討もされたのか。その辺も含めて進捗状況とあわせてお願いいたします。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

お尋ねの幅がちょっと広いので私も頭を整理しながらお答えしたいと思います。まず、新センター概要につきましては公共施設の再編成というところから始まっております。先ほど後段でお尋ねでした第2はどうなんだとお話なんですけれども。要するに古い新しいずれてはいます。第1が昭和59年築で第2が平成11年築という約15年のずれがどうなのか

というご質問の内容かとも思います。結論から申しますと、とりあえず2つのセンターが同時に並行で動いていると非常に人件費、それから機器等の消耗による修繕料、それから賄い材料費等そういったものが非常に非効率的なのではないかというところから公共施設の再編成は始まっております。

次に、進捗でございます。現在、埋蔵文化財の発掘調査ということで補正をお願いいたしましたところであります。場所といたしましては、これも公共施設の再編成の後に合ったPFIの可能性調査という中で青写真のものを資産管理課の方で作成いたしました結果、まず、場所につきましては旧馴馬小。今の市民活動センターと教育センター。あそこのプールと屋体を壊して敷地全体を賄って建ぺい率を確保して、あそこに建ててみてはどうかというのが今ベースになっております。

次に金額についてですけれども、今ほど申しました青写真の中で建築面積が約2,900㎡。延べ床面積が約3600㎡という青写真をつくっております。PFI可能性調査の中でその辺2900㎡、1階の部分なんですけれども、その建ぺい率調整区域なので60%と逆算いたしますと5,000平米ほど敷地がないと建たないんじゃないかというところで今般、昨年9月の補正で南側と東側4筆民地があるのですけれども、そちらの方を買い求めて良いという予算化をいたしましたところであります。何分相手があるものですから、今のところ不動産の買収の交渉と不動産の鑑定、それを並行して出しているというのが現状であります。

最後にリスクというお尋ねがありました財政負担がどうなのかというレベルのものについては当方の方は財政所管あるいは資産管理課、そちらの方に委ねているというか、そちらの全体の中期事業計画等々で示された中で実施、年度等々が定められていくものだと解釈しております。以上でございます。

糸賀委員長  
杉野委員。

杉野委員

よくまとめて説明いただきましてありがとうございます。私は財政上のリスクっていう話もしましたが、もう一つのリスク、いわゆる1カ所にすべて集中して、食中毒とか、何かあった場合の対処とか、そういうことも考えると小中学校どこでも、どっちかがそういう事態になったときには使えるとかね、そんなこともある程度は考えておく必要があるのかなというふうに思ったもので、その辺はまた、おいおい話させていただきたいと思いません。以上です。

糸賀委員長  
ほかにございますか。

【な し】

糸賀委員長

特にないようですので挙手採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成少数であります。よって本案は否決されました。

続きまして、議案第13号、平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第13号、平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,468万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億5,879万2,000円とするものでございます。別冊の60ページをお願いしたいと思います。第2表債務負担行為でございます。来年度当初からの契約の履行が必要なもの3件について設定をしております。

続きまして62、63ページ歳入でございます。まず、国庫支出金でございます。国庫負担金、療養給付費と負担金につきましては3件、一般、後期高齢分、介護納付金分、それぞれ年間の見込み額による補正でございます。次の高額医療費共同事業拠出金につきましても年間の見込みによる増額でございます。特定健康診査と事業費につきましても年間の見込みでございます。

その下過年度分につきましては平成27年度分の精算分でございます。

次に国庫補助金で普通調整交付金、一般分及び介護納付金分につきましても年間の見込みによる減額でございます。

次の前期高齢者交付金につきましても年間見込みによる増額でございます。

高額医療費共同事業拠出金は県負担金になります。

その下も同じですけれども特定健康診査等事業費、過年度分、これらについては国庫支出金と同額の計上でございます。

県の財政調整交付金につきましても年間の見込みによる増額でございます。

次に共同事業交付金でございます。高額医療費共同事業交付金、80万円以上の部分でございますけれども、これについては年間の見込みからかなりの増となって20%、当初よりも増となっております。その下保険財政共同安定化事業交付金、80万円未満の協働事業でございますが、これにつきましては大幅な減額となっております。なお、当初が17億程度予算ありますので6.5%の減という形になります。

次に保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、そして次のページに保険者支援分がございます。これにつきましても年間の見込み額による補正でございます。

国民健康保険事業職員給与費等繰入金につきましては職員給与費等部分の繰り入れでございます。そしてその他一般会計繰入金につきましては歳入と歳出の差額分の増ということになります。いわゆる赤字分ということになりまして、当初は赤字分が1億4,000万程度で見てたんですけれども約50%増になるという状況でございます。

66、67ページをお願いいたします。歳出でございます。職員給与費につきましては一般会計と同様に人事院勧告による給料表等の改正による補正でございます。

職員給与費の国民健康保険総務管理につきましては保険年金課11人分でございます。

その下でございますが空欄になっておりますが左の方見ていただきまして財源内訳が変更になっております。先ほどご説明いたしました協働事業分が大幅に減になっておりますので、その部分を一般財源であてがうという財源調整をしております。

次に高額療養費でございます。これにつきましては年間の見込み額による増額でございます。当初予算と比較しまして7.4%の増ということでございます。

次に後期高齢者支援金につきましては年間見込みが支払い基金の方から通知がございまして、それによる補正でございます。その下前期高齢者納付金についても同様でございます。

その下介護の納付金につきましても同様に支払い基金からの通知による補正でございます。

次のページをお願いいたします。協働事業拠出金でございます。高額医療費共同事業拠出金、そして保険財政共同安定化事業拠出金はいずれも国保連からは県単位で割り振り拠出の通知がございました。それに基づいた補正でございます。

特定健康診査等事業でございます。旅費でございます。これについては費用弁償でございまして嘱託職員分でございます。

次に国庫支出金等返還金でございます。これにつきましては東日本罹災者の税の減免、一部負担金の免除等の災害臨時特例補助金の平成27年度分の返還金でございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明終わりましたが質疑等はありませんか。

## 【な し】

糸賀委員長

別がないようですので挙手採決といたします。議案第13号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第16号平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第2号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第16号、平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算第2号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億767万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億8359万2000円とするものでございます。まず、別冊の108ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございまして2件ほど設定をしております。

続きまして歳入でございます。110ページ、111ページでございます。国庫負担金、介護給付金、介護給付費現年度分、これは歳出の増に伴うものでございます。

次に普通調整交付金につきましても歳出の増によるものでございます。地域支援包括的支援、任意事業交付金現年度分につきましても歳出の増に伴うものでございます。

次に介護保険制度改正支援事業費でございます。これにつきましては新規事業でございます。介護保険料の段階判定の基準の改定に伴うもの等の改正による改修費に対しまして、国で2分の1の補助でございます。

その下介護保険災害臨時特例補助金でございます。これにつきましては福島第一原発の避難者に係る介護保険料減免に対する補助でございます。

次に支払基金交付金でございます。介護給付金現年度分、過年度分、それぞれの歳出に対応する支払基金からの交付金でございます。

次に県負担金でございます。介護給付金現年度分としてルール分、県から歳出がございました。

次に県補助金、地域支援包括的支援、任意事業交付金現年度分でございます。これにつきましてもルールに則り、歳入の増に伴う補助金でございます。

次に一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金につきましては市の負担分でございます。12.5%分でございます。地域支援包括的支援、任意事業繰入金につきましても市の歳出の負担分でございます。市で19.5%の負担でございます。

次に介護保険事業、職員給与費等繰入金につきましては人件費の増分の繰り入れでございます。認定調査等事務費繰入金につきましては主治医の意見書作成料などの増の歳出分に対する繰り入れでございます。

次にその他一般会計繰入金でございます。先ほど申し上げました介護保険料の判定基準の改正の国庫補助金が2分の1の負担だったんですけれども、残り2分の1が市の負担と

なります。その分の繰り入れでございます。

次に基金繰入金、介護保険支払準備基金繰入金ということで、歳出増に対するルール分としての繰り入れでございます。

続きまして歳出でございます。114、115ページでございます。職員給与費については一般会計同様、改正による補正でございます。

介護保険総務管理については高齢福祉課4人分でございます。

介護保険事務費については新規でございます。ただいま申し上げました介護保険料の段階判定の基準改正に伴うシステム修正でございます。国と市で2分の1ずつ負担するものでございます。

職員給与費、介護保険徴収につきましては高齢福祉課2人分でございます。

介護認定調査につきましては高齢福祉課3人分でございます。

認定調査等事務費につきましては年間の見込みによる増額でございます。1、4につきましては介護認定調査嘱託員の補正でございます。役務費につきましては手数料で主治医意見書の作成料でございます。委託料、介護認定調査等につきましては各事業所への委託の増額分でございます。

次に地域密着型介護サービス給付費でございます。地域密着型介護サービス給付費といたしまして増額となっております。これにつきましては年度当初の予算と比べて約40%増となっております。これにつきましては本年4月1日から小規模な通所介護事業所につきましては地域密着型に移行したことによるものと考えております。

次のページをお願いいたします。介護予防サービス給付費につきましては年間の見込みによる増額でございます。当初予算比で10%の増となっております。介護予防サービス計画給付費ににつきましても年間の見込みによる増額でございます。介護保険審査支払手数料につきましても年間の見込みによる増額でございます。

介護包括支援につきましては職員給与費ですが高齢福祉課8人分でございます。

地域包括支援センター運営費でございます。需用費でございます。これにつきましては印刷製本費でございます。本年度作成を進めてまいりました認知症ケアパスの内容が固まりまして、そのパンフレットの作成経費でございます。2000部印刷する予定でございます。

次に介護保険支払準備基金費でございます。積立金でございます。これにつきましては支払基金からの交付金、これの過年度分の額を増額、積み増しするものがございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明終わりましたが、質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

115ページの介護保険事務費なんですけども介護保険システム修正の内訳をもう少し具体的に。段階的、保険料算定ということでしたけども、総合事業にかかわるのも入ってるんじゃないかっていうところで確認したいんですけど、お願いします。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

これは質疑の方の答弁でも申し上げましたけども介護保険制度に伴う、介護保険システムの改修、その内容といたしましては3つございます。今部長のご説明の中では所得指標の見直しについてございました。その他に高額介護予防サービス費相当の支給額の算出に関する対応。つまり、こちらに関しては総合事業移行に伴う高額、介護予防サービス費相

当事業に係る支給額の計算方法について、国提示の仕様に合わせる必要があるため改修が  
ございます。もう1つといたしまして、高額医療合算介護予防サービス費相当事業ファイ  
ルレイアウト等の変更に関する対応になります。

こちらにつきましては総合事業移行に伴い、国保連から送付される総合事業分の自己負担  
情報、支給額計算結果連絡票情報をもとに処理するものとなっており、国保連と連携をす  
るためのデータファイルレイアウトのファイルレイアウトが変更となるため改修を行うも  
のでございます。以上この3つがシステムの改修にあたります。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

総合事業のところなんですけど、結局今までの総合事業が変わりますよね。移行します  
よね。そのことも含めてということなんですか。

糸賀委員長  
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

総合事業は今はやっておりません。平成29年4月から龍ヶ崎として初めて総合事業に対  
応と。これは全国的なものなんですけども29年4月から対応します。その意味で、このシ  
ステム改修を行うものであります。

糸賀委員長  
伊藤委員。

伊藤委員

理解が足りなくてすみません。総合事業は29年度から行うんですけども、その予防介護  
について介護保険の給付の方から外れますよね。その関係でシステム改修もあるというこ  
とで理解していいんですか。

糸賀委員長  
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長  
そうです。

糸賀委員長  
ほかにございますか。

【な し】

糸賀委員長

特にないようですので、挙手採決といたします。議案第16号、本案は原案のとおり了承  
することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第17号平成28年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算第1号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第17号、平成28年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算第1号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,768万6,000円とするものでございます。130ページ、131ページをお願いいたします。まず、市職員給与費につきましては先ほど一般会計と同様の補正でございます。

障がい児支援サービス総務費、つぼみ園3人分につきまして14万4,000円繰り入れしています。もう1点が理学療法士及び作業療法士報酬の不足分について歳出で計上し、その分を繰り入れるものでございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

【なし】

糸賀委員長

特にないようですので挙手採決といたします。議案第17号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第18号、平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第18号、平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,516万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,130万1,000円とするものでございます。138ページをお願いいたします。債務負担行為でございますけれども3件ほど設定をいたしております。

次に歳入歳出で140ページ、141ページをお願いいたします。まず、保険料でございますけれども特別徴収現年度分、普通徴収現年度分、普通徴収滞納繰越分につきましてそれぞれ年間見込みにより増額しております。ここで特に普通徴収の現年度分2,000万ほど増額となっておりますけれども、これにつきましては調定額の増によるものでございまして、収納率につきましては調定額に対して98.8%の徴収率で計算したものでございます。

次に繰入金でございます。後期高齢者医療事務費と繰入金につきましては歳入と歳出の差額分でございます。保険基盤安定繰入金につきましては年間見込みでございます。一般会計からの繰り入れです。

次に歳出でございます。職員給与費については一般会計と同じ内容でございます。後期高齢者医療総務管理につきましては保険年金課3人分、保険料徴収の部分について1人分でございます。

後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては役務費、通信運搬費でございます。

次に後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1つ目の保険料等納付金2,400万につきましては保険料等の増に伴うものでございます。

次に療養給付費納付金につきましては市の負担分のルール分についての増額補正でございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明終わりましたが質疑等はありませんか。

【な し】

糸賀委員長

特にないようですので挙手採決といたします。議案第18号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第19号、平成28年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算第1号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

議案第19号、平成28年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計補正予算第1号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,417万1,000円とするものでございます。152ページ、153ページでございます。一般会計同様職員給与費の補正で、介護サービス総務管理、高齢福祉課1人分でございますが、介護サービス事務費等繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明終わりましたが質疑等がありますか。

【な し】

糸賀委員長

特にないようですので、こちらも挙手採決といたします。議案第19号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長

それではご説明をさせていただきます。議案書の37、38になります。これは本年8月19日午前11時ごろ、龍ヶ崎市川原代町3518番地の龍ヶ崎市立川原代小学校の敷地内において

市職員が除草作業をしていたところ使用していた仮払い機によって小石が飛散し、龍ヶ崎市に在住の方が所有する普通乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により処分したものでございます。本年9月26日付けで処分をしております。過失割合が市100%、相手方0%。損害賠償の額が14万4,660円となっております。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明終わりましたが質疑等ありませんか。杉野委員。

杉野委員

毎回毎回同じようなことが繰り返されてますけれども、ぜひ、どうしたらなくせるのか、こういったことについて十分に考えてください。それだけです。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

【なし】

糸賀委員長

別にないようですので採決いたします。報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長

議案書の40ページをお開きください。和解事案でございます。これは平成28年8月22日、午後1時30分ごろ、龍ヶ崎市馴馬町2830番地の龍ヶ崎市学校給食センター第1調理場の敷地内において、調理場の搬入口に設置してありました屋外作業用ロッカーが台風による強風で吹き飛ばされ、当該搬入口付近に駐車中の水戸市田谷町308番地1、株式会社サムソン茨城メンテナンスが所有する普通貨物車を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから地方自治法第179条第1項の規定により処分したものでございます。本年9月26日付けて処分をいたしております。過失割合が市100%、相手方0%。損害賠償額は27万3,040円となっております。以上でございます。

糸賀委員長

執行部から説明終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

最近、洪水とか台風なんかもちよっとひどい時があるんですけど、例えばそういうことがあるっていうことで、きちんと固定するとか、そういう注意みたいなことっていうのはされてるんですか。

糸賀委員長

大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長

申しわけございません。これ壁にどんずきで立てかけてあったというのが現実です。2メートル近い棚で重さもう7, 80キロある。中に液体の洗剤等も入れてあったんですけれども、ちょっと吹き飛ばされて2, 3回できっと落ちたという、これ推測でございます。気をつけます。ちなみにこの棚については落ちた時に破損してしまいましたので、今はございません。

糸賀委員長

ほかにごございませんか。

【な し】

糸賀委員長

別にないようですので採決いたします。報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。